

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年12月25日に取扱いを終了した、当組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

大社商業協同組合

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

大社町共通商品券 出雲國藩札

○払戻しの申出期間

令和8年1月15日(木) 午前10時から令和8年3月19日(木) 午後3時まで
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの
手続きから除斥されますので、ご注意願います。



○申出の方法

払戻しの申出期間内に未使用商品券をショッピングタウン・エル インフォメーション払戻窓口に直接持参。

<場所> 島根県出雲市大社町北荒木 625-2

ショッピングタウン・エル インフォメーション払戻窓口

○払戻の方法

ショッピングタウン・エル インフォメーション払戻窓口にて未使用商品券を持参した
申出人に対し、その場で、未使用商品券額面合計金額を全額現金で払戻し。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒699-0711

島根県出雲市大社町杵築南 1344 番地

大社商業協同組合

電話(0853)53-2416

大社商業協同組合

令和8年1月15日